

福島県教育委員会平成28年1月定例会会議抄録

1 日 時	平成28年1月15日(金) 午後1時30分
2 場 所	教育委員室(県庁西庁舎9階)
3 出席委員	蜂須賀委員長、1番 高橋委員、2番 小野委員、3番 佐藤委員、4番 浅川委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開 会	午後1時30分、委員長から1月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	委員長から、高橋委員、小野委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会 期 の 決 定	委員長より、会期は本日1日とする旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定した。
(4) 記 録 係 の 指 名	委員長から大竹主事が指名された。
(5) 教育長提案理由説明	委員長から教育長に提出事件について説明を求めた。 教育長から提出議案等について次のとおり概要説明があった。
	(説明概要)
	議案第1号は、平成26年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価結果について諮るもの。
	議案第2号は、平成27年度教育・文化関係表彰の被表彰団体及び被表彰者の決定について諮るもの。
	議案第3号は、教育職員免許法第5条第3項の規定による特別免許状の授与について諮るもの。
	議案第4号及び議案第5号は、平成28年度福島県公立学校実習助手採用候補者選考試験及び平成28年度福島県公立学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験の合格者について、それぞれ

<p>(6) 会 議 の 非 公 開</p>	<p>決定しようとするもの。</p> <p>議案第6号は、市町村公立学校長の人事異動について決定し、発令しようとするもの。</p> <p>議案第7号は、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行おうとするもの。</p> <p>報告第1号は、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>報告第2号は、平成28年度の教員の人事異動に係る日程等について報告するもの。</p> <p>ここで、委員長から、本日の審議のうち、議案第1号を除く議案等について、非公開として審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定し、非公開とされた。</p>
<p>(7) 議 案 審 議 議 案 第 1 号</p>	<p>平成26年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価結果について（議案第1号）、教育総務課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>浅川委員：資料47ページに通学区域の適正化についての記載があるが、隣接する通学区域からの入学者の割合が20パーセントとされたのはいつからなのか。昔は3パーセントだったと思うが。</p> <p>高校教育課長：平成21年度入学者選抜から20パーセントとし、3年間実施した後、改めて検討することとしていたが、震災があったため、制度の検証は難しいということで当面の間は現行の制度を継続している状況である。</p> <p>浅川委員：実際は概ね何パーセントになっているのか。</p> <p>高校教育課長：手元にデータを持っていないが、20パーセントを超える志願者がある学校は1</p>

校もない。

浅川委員：郡山地区に住んでいる方から、「20パーセントとなると、学区外に出ていく生徒が益々増えてしまって困る」という話を聞いたことがある。20パーセントに広げた結果、隣接学区からの入学者が増えているのであれば良いが、増えていないのであれば、20パーセントというのは多すぎるのではないかと思う。その辺りはどうなのか。

教育長：交通網の発達と学校選択の自由という観点から、元々は、通学区域を撤廃しようという方向で学校教育審議会において議論が始まったのだが、反対意見も出たため、当面、3年間は20パーセントで様子を見ようということになった。しかし、実際の状況は以前とほとんど変わらなかった。そのため、3年間実施した後は、再度見直すことも検討していたが、震災があったため、学教審で審議することもできなくなり、現在も20パーセントを継続しているという状況である。

高橋委員：不登校の件数を見ると、平成23年度から平成25年度までは毎年70件程度増えてきているが、平成26年度は平成25年度よりも100件以上増えており、増加の幅が大きくなっている。これには何か理由はあるのか。そして、減らそうとしても増えてしまっている状況の中、減らすための有効な対策は今後考えられるのか。

義務教育課長：震災直後はそれほど増えなかったが、震災から3年が経過してから増えてくるようになった。これは、カウンセラーからの報告によると、震災で被災したり避難生活を続けていることに対して、震災から3年間ぐらいは我慢できていたが、3年が経過して、いよいよ我慢ができなくなってきたという相談が多くなってきているよ

うである。それから、避難先でなかなか馴染めずに不登校になってしまっている状況もあり、故郷の学校に転校してからはうまくいっているというケースもある。対策としては、やはりスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの方々にお願いするとともに、今年度は夏休みが終わった段階で、欠席日数が10日以上30日未満の子どもたちを洗い出し、その子どもたちに対してより手厚いきめ細やかな指導をすることによって、欠席日数を安易に増やさないような取組を各学校に依頼したところである。

佐藤委員：高校における不登校の件数のデータはあるのか。

高校教育課長：資料には記載していないが、高校についてもデータはある。平成26年度は前年度よりも若干減少した。県立高校に限って言えば、平成26年度の不登校の生徒数は全日制と定時制を合わせて454人であり、平成25年度の561人よりも100人程度の減少である。

佐藤委員：高校における件数を指標としていない理由を教えてください。

教育総務課長：平成25年3月に第6次福島県総合教育計画を改定したのだが、その時に不登校に関する指標については小学校と中学校の件数で設定したため、このような整理になっている。指標については毎年度変更することが可能なので、委員の御意向に沿うのであれば、次回からは高校における不登校の件数も新たに指標とすることは可能である。

佐藤委員：数字を表に出すことは重要なことだと思う。会津地区の高校での事件もあり、不登校の生徒に対する先生のケアが良い方向に変わってきている部分もあるので、先

生方の意識をより強くしてもらうためにも、ぜひ検討してほしい。

小野委員：インターンシップ実施校の割合が目標値に達していないが、いわきの話为例に挙げると、商工会議所で実施しているインターンシップの奨励は東北で一番となっており、300人程度が参加している。そして、調査を行ったところ、インターンシップに参加した生徒のうち5割の生徒が、その企業に実際に就職していた。人手不足が問題となっている現状を考えると、大学に入ってからではなく、中学、高校の早い段階から社会との接点を持たせることが、社会人としてやっていくための素養を身に付けさせるためにも重要だと思う。それから、どうしても保護者は一部上等の企業だけが優秀な企業であると考えて、そういう企業に子どもを行かせたいと考える傾向があるが、実は福島県内には世界一の技術を持っている立派な中小企業がたくさんある。そういう事実を知らない子どもたちがあまりにも多いのではないか。これは企業にとっても残念だし、子どもにとっても機会の損失になると思う。そういう企業を全県的に取り上げて、早い時期から8割ぐらいの子どもをインターンシップに参加させることができれば、福島に貢献しようという子どもはもっと増えてくるのではないか。それが福島県の教育に求められていることだと思うし、偏差値ばかり上げるのではなく、ここで働きたいという気持ちをうまく汲み取って福島県ならではの教育をしていくということが、ハンデをプライドに変えるということだと思う。そういう取組をもっと充実させるべきだと思う。

高校教育課長：委員のおっしゃるとおりであり、平成26年度における63.2パーセントという数字の背景には、普通科の特に進学指導に力を入れている学校ほど実施率が低い

	<p>という状況がある。いずれは彼らも社会人として世に出ていくことになるので、望ましい勤労観や職業観を早期に育成するという意味においても、インターンシップは非常に重要なものであると考えている。次年度以降は、ただいま委員からお話のあったことについて、進学指導を中心に行っている学校も含めてすべての学校に伝え、実施率を高めていけるよう取り組んでいきたい。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。</p>
<p>(8) 前回会議録の承認</p>	<p>委員長が、平成27年12月定例会会議録の承認を求めたところ、全員異議なく承認した。</p>
<p>(9) 議案審議</p>	
<p>議案第2号</p>	<p>平成27年度教育・文化関係表彰について（議案第2号）、職員課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
<p>議案第3号</p>	<p>教育職員免許法第5条第3項の規定による特別免許状の授与について（議案第3号）、義務教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
<p>議案第4号</p>	<p>平成28年度福島県公立学校実習助手採用候補者選考試験の合格者について（議案第4号）、高校教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
<p>議案第5号</p>	<p>平成28年度福島県公立学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験の合格者について（議案第5号）、特別支援教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
<p>議案第6号</p>	<p>市町村公立学校長の人事について（議案第6号）、義務教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
<p>議案第7号</p>	<p>福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第7号）、高校教育課長より事故の内容について説明があった後、職員課長より指定速度超過による運転に係る処分案について説明があ</p>

<p>(10) 報 告 事 項 報 告 第 1 号 報 告 第 2 号</p> <p>(11) 次 回 の 日 程</p> <p>(12) 閉 会</p>	<p>り、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>訓告処分等について（報告第1号）、職員課長より説明があり、了承した。</p> <p>平成28年度人事異動（教員系）について（報告第2号）、職員課長、義務教育課長及び高校教育課長より説明があり、了承した。</p> <p>平成28年2月12日（金）午後1時30分に定例会を開会することが決定された。</p> <p>午後2時57分閉会となった。</p>
---	---